お知らせ

人権擁護委員 斎藤さんと江田さんに委嘱

斎藤雅也さん
大字大高嶋

江田常一さん
大字海老瀬

7月1日付けで、斎藤雅也（さいとうまさや）さんと江田常一（えだつねいち）さんが、人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。

人権擁護委員は、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守る役割を担っています。

また、現在5人の人権擁護委員による人権相談所を開設しています。人権問題や日常生活上の問題などでお困りのかたは、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

※人権相談の日程は毎月、広報いたくら最終ページの「定例相談」欄でお知らせしています。

問合せ 戸籍年金係
☎内線231

お知らせ

市町村合併 第2回合併協議会を開催

本町と館林市の合併に関する協議を行うため、第2回合併協議会を開催します。

傍聴を希望するかたは、直接会場へお越しください。なお、希望者多数の場合には、抽選となることがありますので、ご了承ください。

日時 9月2日(金) 午後2時から
場所 館林市文化会館小ホール
問合せ 館林市・板倉町合併協議会事務局（館林市役所内）
☎72－4111（内線511）

お知らせ

ダイヤモンド婚式・金婚式 合同祝賀会を開催します

次の要件に該当しているかたは、期限内に申請してください。昨年度以前にダイヤモンド婚式または金婚式の要件に該当していたにも関わらず、合同祝賀会に出席できなかっただご夫婦も出席できます。

ダイヤモンド婚式
昭和31年1月1日～12月31日までに婚姻の届け出をされたご夫婦（結婚60年目）

金婚式
昭和41年1月1日～12月31日までに婚姻の届け出をされたご夫婦（結婚50年目）

申請方法
認め印を持参のうえ、介護高齢係に申請してください。なお、板倉町に本籍がないかたは、申請時に戸籍謄本を提出してください。

申請期限
9月30日(金)

※結婚の時期が不明なかたで板倉町に本籍があるかたは、お問い合わせください。

問合せ 介護高齢係
☎内線323

お知らせ

耐震診断 木造住宅の耐震診断を受けましょう

地震からわが家を守るために、耐震診断を受けて、住まいのどの部分が地震に弱く、どの位の地震に耐えられるのか確認してみましょう。

対象となる住宅
○昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て木造住宅または木造併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上）
○在来軸組工法で建築された建物で階数が2階以下
※プレハブ住宅、ツーバイフォー住宅、軽量鉄骨住宅は対象外です。

申込期限 9月30日(金)
診断費用 1,000円
申込・問合せ 計画管理係
☎内線434

第十回特別弔慰金受付中です

支給対象者
戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人（戦没者等の妻や父母など）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。
①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
②戦没者等の子
③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
④①～③に該当しない戦没者等の三親等内の親族

支給内容
額面25万円、5年償還の記名国債

請求窓口
役場第二庁舎
福祉課社会福祉係
※請求者により添付書類が異なります。詳細は左記までお問い合わせください

請求期限
平成30年4月2日

問合せ 社会福祉係
☎内線311

町の公共工事等発注に伴う入札執行の仕組み

入札執行の概況をお知らせします

町では、入札を適正に執行し、貴重な税金を有効かつ適正に活用するように努めていますが、去る6月の議会定例での議員の一般質問で、落札額が予定価格と同額、あるいは高率の落札結果が目立ち、不自然であるとの指摘を受けました。

そこで、町民の皆様に誤解を招かないよう近年の入札執行について説明します。

入札の執行について

入札の執行は、公共工事等を発注する上で、業者間の価格競争により貴重な税金を有効かつ適正に活用するように、法令で義務づけられています。

入札の方式は、一般競争入札と指名競争入札がありますが、その手順は左欄のとおりです。

予定価格に対して同額、あるいは高率での落札となる原因

これらの原因としては、次のことが推測できます。

①建設等業者は入札前に町が作成した単価抜き設計書を縦覧しますが、県から公表されている設計単価、歩掛をもとにつくられた積算システムを使用して、設計額に近い金額を見積もりできる環境が整っています。

②平成26年3月までは、設計額を平均で10％強の価格調整（減額）した額を予定価格としていましたが、入札執行の後に公表する入札結果（設計額・予定価格・落札額）を参考にすれば、価格調整の割合を確実に知ることができ、対策を講じやすくなっていました。

③価格調整をすることは、業者にとって利益の低下につながるので、業者の対策として予定価格ぎりぎりの額で入札することは当然のことです。

④応札回数が2回・3回となれば、落札価格は徐々に予定価格に近づきます。

①～④のことから、平成27年3月までは予定価格と同額、あるいは高率での落札結果が発生したものと推測できます。

現在の状況について

法律改正により、平成27年4月からは、予定価格を設計額と同額としています。これ以降は予定価格と同額の落札は発生していませんし、高率の落札も僅かな件数です。

願わくば、建設等業者により一層の努力をしていただいて、より低率での落札を期待するところです。

問合せ 財政係
☎内線133

◆入札執行の手順

設計書の作成
▶設計書（設計図面、数量計算書、施工条件の明示）を作成し、設計額と工期を設定します。

↓

入札審査会
▶一般競争入札の場合は、入札参加の条件、資格基準を審査決定します。指名競争入札の場合は、有資格業者の中から指名業者を選定します。

↓

入札公告 指名通知
▶一般競争入札の場合は、参加するための条件、資格基準を公告します。指名競争入札の場合は、入札審査会で決定した建設等業者に指名通知を発送します。

↓

予定価格の設定
▶契約金額を決定する基準として作成します。平成27年３月までは、設計額をもとに価格調整（減額）をして作成していました。平成27年４月からは、法律改正により設計額と同額としています。

↓

設計書の縦覧
▶入札公告または、指名通知発送後に建設業法で定められた縦覧期間を設けて業者に対して単価抜き設計書を縦覧に付します。なお、単価抜き設計書を収録したＣＤ－Ｒを貸与します。これにより、業者は、工事価格の見積もりを行います。

↓

入札の執行
▶ぐんま電子入札共同システムによる電子入札または、場所時刻を指定する入札会により行います。

↓

落札業者の決定
▶予定価格を下回り、入札価格の最も低い業者が落札者になります。

↓

契約の締結
▶落札者（請負業者）と契約を締結します。

↓

入札結果の公表
▶公表は、事後公表とし広報紙、町ホームページ等で行います。
○平成20年11月までの公表事項は、予定価格、落札額、落札者
○平成20年12月からの公表事項は、設計額、予定価格、落札額、落札者

用語の説明

歩掛（ぶがかり）▼工事等に必要な機械や作業員等の必要数量
設計単価▼工事等に使用する材料等の単価